

くらしの安心情報

情報ファイル NO.195

平成 30 年 10 月 10 日

「保険で住宅の修理工事が無料でできる」という新聞の折り込み広告を見ました。信用できますか…。

相談内容

【相談者 60代 女性】

自宅の雨漏りが気になっていたところ、「保険で住宅の修理工事が無料でできる。保険金の申請サポートも行う。」という住宅修理業者の折り込み広告を見ました。後日、業者が自宅を訪問し「保険の申請は私どもでやるので大丈夫。」という説明を受けました。信用してもよいでしょうか…。

対処方法

最近、損害保険を使って「自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。勧誘を受けた時点では、修理工事の費用が保険金額の範囲で収まるかどうか、また、そもそも保険金が支払われるのかもわかりません。

相談者には、住宅修理業者から「保険金を使って自己負担なく修理ができる」と勧誘を受けても、すぐに契約をしないよう助言しました。

- ・一般に、損害保険は、自然災害によって住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払うもので、経年劣化による住宅の損傷は保険金支払いの対象とはなりません。
- ・保険金が支払われるかどうかは、保険契約の内容や実際の損害の有無、損害発生の原因によるので、まず、相談者自身が加入している保険契約や損害の内容について確認し、保険会社や代理店に相談しましょう。
- ・住宅修理業者と契約をする際は、請求サポート手数料の有無、キャンセル時の違約金など、住宅修理工事契約や保険金サポート契約の内容について確認することが重要です。
- ・住宅修理工事を行う場合は、複数の見積もりを比較することが大切です。修理が必要でない場合は、きっぱりと勧誘を断りましょう。
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合は、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。（消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」）

信用できる…？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631
076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX:0766-25-2890